

厚生省児童家庭局家庭福祉課への要望

福岡県の誤解について、厚生省当局も誤っていました。福岡県の照会のしかたの誤りと、その回答の誤りが共同した訳です。そこで、改めて、次の妨害防止の要望を行いました。

平成12年9月28日

厚生省児童家庭局家庭福祉課 御中

協同組合日本接骨師会

会長 登山 勲

施設入所医療費「受任者払い取り扱い」の要望

要望の趣旨

児童福祉法による児童入所施設の児童医療費について、柔道整復師医療受診の場合の取り扱いに関して、「償還払い」制といえども「受任者払い」の取り扱いを賜りますようお願い申し上げます。

要望の理由

児童福祉法による児童入所施設の児童医療費については、厚生省発児第86号・平成11年4月3日（厚生事務次官通知）及び児発第416号・平成11年4月3日（厚生省児童家庭局長通知）にありますが、これが柔道整復師医療受診の場合は「償還払い制」とし、患者から一度徴収し、患者から請求申請とされています。だが、これは、本件制度の趣旨に悖る取り扱いと考えます。即ち、柔道整復師医療については健康保険法第44条の2療養費（償還払い）でも、患者の便益を図るため、患者の「償還払い分」の請求を柔道整復師に委任（民法・委任）し、直接、柔道整復師へ支払いとする「受任者払い（現物給付に準じる）」方式を行っています。本件児童入所施設児童医療費については、さらにこうした受任者払い制が強く求められる次第です。そこで、柔道整復師医療受診者に対して、通知の改正あるいは通知の解釈と運用などいずれの方法であっても「受任者払い制」が行えるよう所要の改正とその旨の周知徹底を賜りますようお願い申し上げます。